

2019年1月1日

## 関係各位

### 「精神障害者の医療に関するアンケート」へのご協力をお願い

大阪精神障害者連絡会  
大阪精神障害者家族会連合会  
大阪障害フォーラム

私たちは、これまで障害者に対する福祉医療費助成制度において、精神障害者と難病患者が対象外となっているので、3障害平等の取り扱いを早期に実現するよう大阪府へ要望を重ねてきました。

しかし、平成30年4月から実施された福祉医療費助成制度では、精神の場合、助成の対象は精神保健福祉手帳1級所持者とされ、精神保健福祉手帳所持者全体の11%に過ぎません。

一方で、これまで助成の対象であった65歳以上の精神障害者約1万人は、重度障害者を除いて3年後には対象外となることになっています。

このため、私たちは、当事者の暮らしの実態と医療費の負担の状況を調査して、大阪府や市町村に対し、医療費の助成制度の2級への拡充などを求めていきたいと考えています。

ぼちぼちクラブ会員の皆様、今号もしくは前号に同封の「精神障害者の医療に関するアンケート」へのご協力を、どうぞよろしくお願い致します。

#### (参考) 福祉医療費助成制度の変更 (精神障害者関連)

変更前 (平成30年3月31日まで)		変更後 (平成30年4月1日から)	
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳1・2級所持者</li><li>・重度の知的障がい者</li><li>・中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者</li></ul>	障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・同左 (拡充)</li><li>・精神障害者保健福祉手帳1級所持者</li></ul>
老人医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・65歳以上で</li><li>・障がい者医療対象者</li></ul>	老人医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・(対象外)</li><li>・重度障がい者医療の対象にあてはまらない方 (ただし、3年間の経過措置有り)</li></ul>

※ 2019年3月10日までに、ぼちぼちクラブ (大精連) へご返送をお願い致します。